

議第89号

三島市発達支援センター条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、三島市発達支援センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 発達障害者及びその家族に対する支援等を行うことにより、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進を図るため、次のとおり三島市発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

| 名称 | 位置 |
|-------------|--------------|
| 三島市発達支援センター | 三島市谷田271番地の1 |

(事業)

第3条 センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 発達障害に関する相談、情報の提供及び助言に関すること。
- (2) 発達障害児に対する発達支援に関すること。
- (3) 発達障害者に関わる業務に従事する者に対する研修に関すること。
- (4) 発達障害者の支援等に関する関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) 発達障害に関する市民の理解を深めるための広報その他の啓発活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開所時間等)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、規則で定める。

(利用の制限)

第5条 市長は、管理上支障があると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年12月12日から施行する。

(三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

2 三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和62年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(33) 発達支援センター

平成30年11月20日提出

三島市長 豊岡 武士